

令和2年6月23日

事業主の皆様へ

佐世保労働基準監督署  
江迎労働基準監督署

## 建設業で働く人の災害が減りません

(災害防止への協力のお願い)

平素は労働災害防止にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

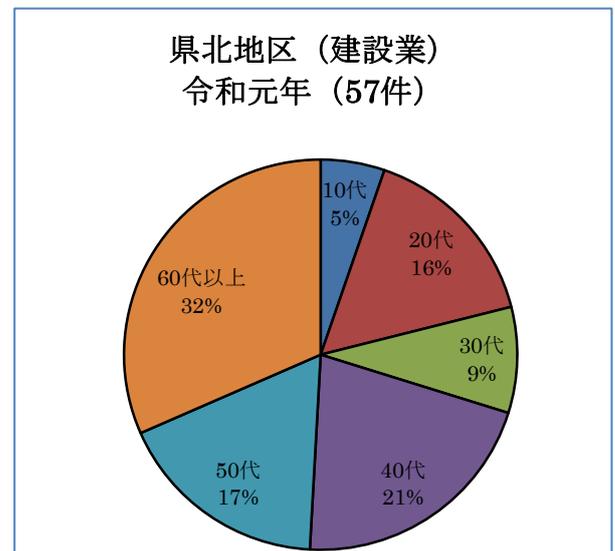
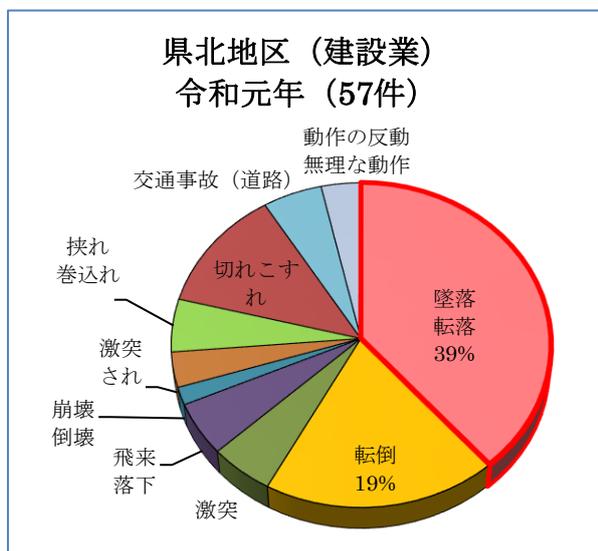
さて、長崎県の県北地区（佐世保監督署・江迎監督署管内）では建設業での労働災害の死傷者数がここ数年高止まりになっており、死傷災害の減少に至っておりません。

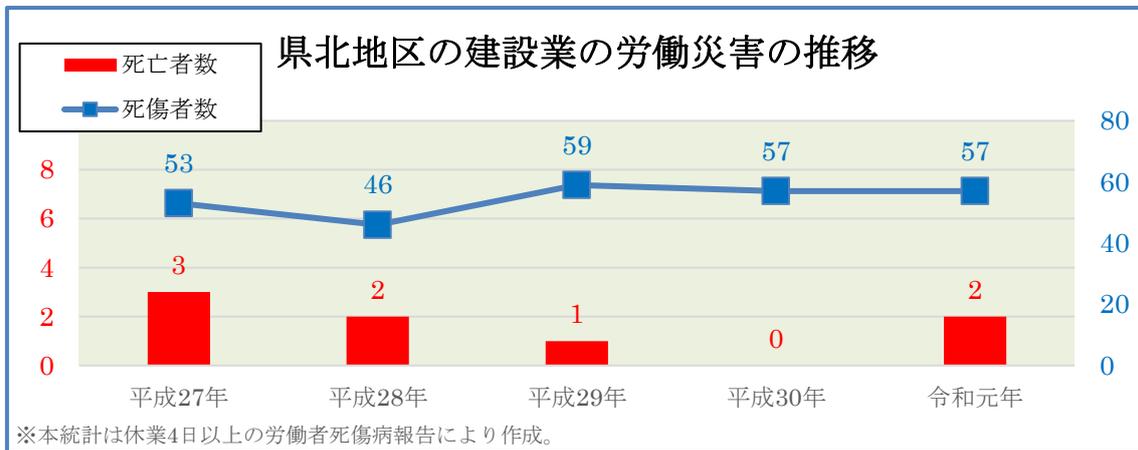
事故の型を見ますと墜落・転落災害が約4割と、依然として大きな比率を占めています。

また、死傷者の年齢構成をみると60歳代以上が1/3を占めており、高齢の労働者への対応が必要とされています。

更に、労働者だけでなく「一人親方」や「中小事業主」の死亡災害が5月だけで3件も発生しています。

労働災害だけでなく、働く誰もが安全安心な現場を作るため、裏面の災害事例を参考にさせていただき、定期的な現場パトロール等の自主的な取り組みを一層強化していただきますとともに、働く一人ひとりが安全を意識した行動を取るよう周知をお願いいたします。





## 令和2年 死亡災害（事業主）

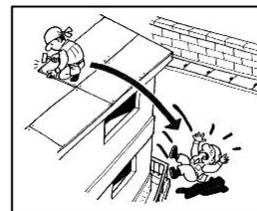
1	5月	事業主	被災者は大工らと共に2階屋根上で断熱シートを張る作業を行っていたところ、2階屋根の端から1階屋根の梁上に墜落し死亡したものの。	諫早
2	5月	事業主	工場の屋根補修工事において、スレート屋根に上り作業を行っていた被災者が屋根の明かり取りのFRP波板を破り6.4m下の工場床に墜落し死亡したものの。	佐世保
3	5月	事業主	倉庫の改修工事において、外壁の張替え作業を高さ3.53メートルの一侧ブラケット足場上で行っていたところ、何らかの原因により地面に墜落したものの。	長崎

## 墜落・転落災害

昨年、長崎県内で発生した「墜落・転落」による死亡災害は5件で、うち2件が県北地域（佐世保署）において発生しています。

県北地域における建設業の災害のうち、「墜落・転落」災害の割合は約4割を占め、作業床の端、通路からの墜落防止（手すり等の設置）、高所作業における足場の設置に加えて適切な墜落制止用器具の使用が必要です。

また、起因物では、階段、梯子・脚立からの転落が目立ち、梯子の固定、脚立の安全な使用方法について、災害事例を交えた対策の周知をお願いします。



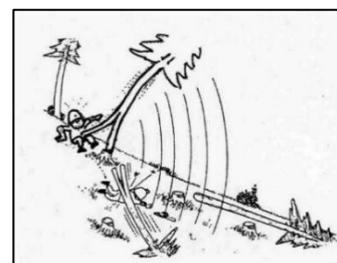
## 伐木作業等での災害

県北地区において伐木作業中の死亡災害が発生しています。

令和元年 6月	建設業	同僚と2名で作業用道路の拡幅のため、チェーンソーを使用し立木の伐採を行っていたところ、追い口から立木が縦に裂け、幹の根本が被災者に激突し死亡。	佐世保
令和2年 1月	社会福祉	所有地に隣接する林道で、立ち枯れた偏心木（高さ約12m、胸高直径40cm）をチェーンソーで伐倒したところ、倒した偏心木の枝が跳ね返り、伐倒作業を行った被災者に激突し死亡。	佐世保

チェーンソーによる伐木等の業務には「特別教育」が必要であり、昨年8月には労働安全衛生規則の一部が改正され、業種を問わず伐木作業における安全対策が強化されました。

伐木作業等における危険の防止については労働安全衛生規則第477条をはじめ、かかり木の処理の作業における危険の防止（478条）、伐倒の合図（479条）、造材作業における危険の防止（480条）、立入禁止（481条）、保護帽の着用（484条）、下肢の切創防止用保護衣の着用（485条）が定められています。



規則改正  
資料検索



伐木作業等の安全対策の規制が変わります！  
～伐木作業等を行うすべての業種が対象～

